

岩手海区漁業調整委員会公示第2号

岩手海区漁業調整委員会が保有する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する公示を次のように定める。

平成23年3月29日

岩手海区漁業調整委員会

会長 大井誠治

岩手海区漁業調整委員会が保有する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する公示

岩手海区漁業調整委員会が保有する行政文書の開示に関する規程（平成11年岩手海区漁業調整委員会公示第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(電磁的記録の開示の実施の方法) 第4条 条例第16条第1項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。	(電磁的記録の開示の実施の方法) 第4条 条例第16条第1項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。
電磁的記録の種別	開示の実施の方法
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、行政情報センター（岩手県庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。）、行政情報サブセンター（公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）第3条第1項に規定する合同庁舎等（以下「合同庁舎等」という。）のうち、奥州地区合同庁舎江刺分庁舎、北上地区合同庁舎、遠野地区合同庁舎、一関地区合同庁舎千厩分庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。）若しくは行政情報サブセンター地域窓口（合同庁舎等のうち、北上地区合同庁舎、遠野地区合同庁舎及び一関地区合同庁舎千厩分庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。）又は行政情報コーナー（ <u>岩手県東京事務所、岩手県大坂事務所、岩手県北海道事務所、岩手県名古屋事務所及び岩手県福岡事務所</u> 内に設置されている情報公	[略]

開窓口をいう。) 内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの		し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この公示は、平成23年4月1日から施行する。